

重要事項説明書

(訪問介護)

(介護予防訪問介護)

利用者 様

事業者 株式会社みのり

訪問介護・介護予防訪問介護 重要事項説明書

1 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

みのりケアステーション TEL:【048-813-3700】

管理責任者 高橋 武範

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	みのりケアステーション
所在地	埼玉県さいたま市南区大谷口2029番地4
介護保険指定番号	訪問介護・介護予防訪問介護 (埼玉県 1176508289号)
サービスを提供する地域	さいたま市(南区、緑区) 川口市(柳崎)

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業日及び営業時間

月～金	8:30～17:30
-----	------------

(3) 職員体制

職種	員数	業務内容
管理者 (所長)	1	利用者に対するサービス提供の業務等の管理及び職員の管理等総括する。
サービス提供 責任者	2 以上	事業所に対する訪問介護の利用申込みに係る調整からサービス提供、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成
訪問介護員	5 以上	利用者に対し、訪問介護計画に沿ったサービスの提供を行う。

(4) 勤務体制(交代制)

管理者	8:30～17:30の間で常勤にて8時間勤務
サービス提供責任者	8:30～17:30の間で常勤にて8時間勤務
訪問介護員(常勤)	8:30～17:30の間で常勤にて8時間勤務
訪問介護員(非常勤)	8:30～17:30の間で常勤にて訪問介護計画により勤務

※早番、遅番あり

(5) サービス提供の時間帯

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日及び祝祭日を除く

二 営業時間 8時30分から17時30分

(6) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

- (1) 身体介護 ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等
 (2) 生活援助 ① 買物代行 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 等
 (3) その他サービス 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金(料金表)の1~3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表—基本料金・通常時間]

訪問介護サービスの種類	内容	保険給付適用のあるものに ○印	単位	単位あたりの利用料(1割の場合)
身体介護	食事、排泄、衣類着脱、入浴・清拭、洗面、洗髪、整容、通院、散歩、移動などの介助。体位変換、自立支援のための見守り援助等	○	30分(244) 60分(387) 90分(567)	270円 428円 627円
生活援助	調理、配下膳、衣類の洗濯・補修、住居などの掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、薬の受け取り、ベッドメイク等	○	45分以内 (179) 45分以上 (220)	221円 244円
相談・助言	生活・身上・介護に関する相談助言			
介護報酬加算	早朝・夜間・深夜、二人体制での介助については、介護報酬上で定められた加算があります。			
訪問型独自サービス 11	ケアマネジメントの結果において、	○	1ヶ月	1,300円
訪問型独自サービス 12	必要と考えられる「家事援助」及び		1ヶ月	2,596円
訪問型独自サービス 13	「身体介護」など		1ヶ月	4,119円

- ※ 基本料金に対して、営業時間外のサービスに関しては別途割り増し料金を頂きます。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位の221円をいただきます。
- ※ 緊急時に要請をいただいた訪問介護サービスは100単位の110円をいただきます。
- ※ 当事業所が処遇改善加算として適応する場合には、上記利用に処遇改善加算Ⅰは24.5%、処遇改善加算Ⅱは22.4%、処遇改善加算Ⅲは18.2%の加算料金が追加されます。(当事業所の随時適応する加算によって変化します)
- ※ 特定事業所加算を適応する場合は上記記載の単位数に特定事業所加算Ⅰは20%、特定事業所加算Ⅱは10%の加算料金が追加されます。

(1) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先：みのりケアステーション TEL 048-811-3100)

1. 訪問予定日時の前日 17時30分までにご連絡頂いた場合は無料です。

2. 訪問予定日時の前日 17時30分までにご連絡頂けなかった場合にはキャンセル料が発生します。

(キャンセル料金：上限2,000円として状況により計算します)

(3) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、20日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
(お支払い方法は、現金集金、銀行振込の2通りの中からご契約の際に選んでいただきます。尚、銀行振込の場合は、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます)
- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合がございますのでご了承ください。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当ステーション職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します)

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。

6 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問介護に関しては、利用される方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を提供します。介護予防訪問介護においては、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行ない、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行なうとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行なうこととする。
運営の方針	利用者様の思いを生かし、どなたでもその人らしさを輝かせ、自宅でも生活できるよう支援します。利用者様の権利章典「知る、自己決定、プライバシー保護、学習、受療、参加と共同」を大切にします。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	ご住所	
	電話番号	
	携帯電話	

8 サービス内容に関する苦情

- (1) 当ステーションお客様相談・苦情窓口
担当 高橋武範 電話 048-813-3700
- (2) さいたま市介護保険課 048-829-1264
- (3) さいたま市南区高齢介護課 048-844-7178
- (4) 国保連合会 048-824-2568

9 事故発生時の対応方法

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行ないます。

10 虐待の防止について

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定します。

11 業務継続計画の策定について

- ① 本事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます
- ② 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

12 衛生管理等

本事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

会社の概要

社名 株式会社 みのり
社員数 45名
設立 平成16年 12月
所在地 埼玉県さいたま市南区大谷口2029番地4
代表者 代表取締役 高橋 リサ子
事業内容
訪問看護事業／訪問介護事業／居宅介護支援事業

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1・甲2に対して
本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 埼玉県さいたま市南区大谷口2029番地4

名 称 株式会社 みのり

説 明 者 氏名 高橋武範 山路早苗 増子里美

(甲) 私は、本書面に基づいて甲から上記重要な事項の説明を受けました。

私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(甲1) 利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(甲2) 利用者の家族 住所 _____
又は代理人

氏名 _____ 印